

県立学校長 様

濃厚接触者(相当)の待機期間の見直し等について

保健体育課長

標記の件について、文部科学省より別添のとおり連絡がありましたので、お知らせします。
つきましては、その取扱いについて、下記の通りとしますので、対応願います。

記

(1) 対 象

保健所の特定した濃厚接触者及び石川県教育委員会が指定した濃厚接触者相当の生徒

(2) 自宅待機期間

待機期間を見直し、5日間とする。ただし、下記の①～④の条件を満たす場合に限り、3日目に自宅待機を解除することを可能とする。

- ① 無症状であること。
- ② 自宅待機2日目及び3日目に薬事承認された抗原定性検査キットを用いた検査を実施し、2、3日目ともに陰性が確認された場合であること。
- ③ 検温など自身による健康状態の確認を行うこと(最終接触から7日間)。
- ④ 感染した場合に重症化リスクの高い方(高齢者等)との接触やハイリスク施設への不要不急の訪問(受診目的等は除く)、感染リスクの高い場所の利用や会食、他の生徒等と宿泊を共にすることを避けるとともに、感染症対策を行うこと。

検査で2、3日目ともに陰性が確認された場合は、保護者または生徒が学校に報告することとし、学校長の判断で3日目からの自宅待機を解除できるものとする。

なお、検査の実施については、濃厚接触者等に対して一律に求めるものではありません。あくまで濃厚接触者本人、保護者が自主的に判断したうえで5日間を短縮する場合に実施するものであることを申し添えます。